

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA工業に雇用され、機械のオペレータや振動工具を使用してのコンクリートはつり作業等の業務に従事していたが、右手全体に痺れ感が生じたために平成〇年〇月〇日にB整形外科に受診し、「右上肢振動障害、右上肢末梢神経障害」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、平成〇年〇月〇日に右上肢の痛み、痺れ等の神経症状が悪化したとしてC病院に受診し、「右上肢末梢循環障害」等と診断され、再発として療養を再開し、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付から既に支給済の障害等級第12級に応ずる障害補償給付を差し引いた額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、約2年間コンクリートはつり作業等に従事した後、平成〇年〇月〇日に右上肢の疼痛、しびれ、握力低下等を訴えて医療機関に受診し、末梢神経障害等と診断されたものであるが、業務上疾病と認定された当時の医証や検査結果等を精査すると、請求人にはレイノ一現象は認められず、振動障害に罹患していたとは認められない。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に治ゆし、残存する障害は障害等級第1・2級に該当すると認定されているが、B整形外科D医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書によると請求人の治ゆ時における残存症状としては、自訴として右上肢痛、痺れ、握力の低下、他覚的所見として右手の色調異常、皮膚温の低下が認められている。

(3) 請求人は、その後、右上肢の疼痛等を訴えて、平成〇年〇月〇日から医療機関に受診して療養を開始し、原疾病が再発したものとして、療養補償給付等の保険給付を受給しているが、平成〇年〇月〇日に治ゆした以降において就労しておらず、また、その症状は、自訴が主体のものであって、既に支給済みの障害補償給付の範囲内のものであることから、業務上の原疾病が再発したとする再発の認定要件に該当するかは疑問である。

(4) 仮に請求人が現在訴える症状が業務に起因して残存するものであったとしても、E 医師が平成〇年〇月〇日付け鑑定書で述べるごとく、請求人が訴える各関節の可動域の制限は疼痛等の神経症状に起因するものと判断されるので、その評価は、既に支給済みの障害等級第 1・2 級を超えるものではないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第 8 級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。